

# 遺族補完プラス

(年金払特約付新・団体定期保険【生命保険】)

加入対象区分



## 意向確認【ご加入前のご確認】

遺族補完プラスは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

## 制度の特長

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。

遺族共済年金補完事業とは異なり在職中にご加入いただくと、退職後も75歳までの継続が可能です!!

## 保障内容

### 死亡・高度障害

本人					配偶者	
コース	受取期間	平均月額給付	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	受取総額	コース	死亡・ 高度障害保険金
2,000万円	17年約	10.5万円	2,000万円	約 2,161万円	200万円	200万円
1,500万円	15	8.8	1,500	1,600	100万円	100
1,000万円	10	8.6	1,000	1,038		
800万円	10	6.9	800	831		
500万円	7	6.0	500	510		
300万円	5	5.0	300	303		
100万円	—	—	100	—		

※1,500万円コース、2,000万円コースについては保険年齢60歳まで(S.38.6.2～)の方が申込み可能となります。

※申込コースはいずれか一種類を選んでください。

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

※61歳から75歳の方は1,000万円以下の保険金額の申込となります。(\*1,000万円超の申込をされた場合は自動的に1,000万円となります。)

## 月額保険料

加入対象区分 死亡・高度障害のとき 死亡・高度障害保険金 性別	本人														配偶者			
	2,000万円		1,500万円		1,000万円		800万円		500万円		300万円		100万円		200万円		100万円	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15~35歳 (S.63.6.2~H.21.6.1)	2,380	1,940	1,785	1,455	1,190	970	952	776	595	485	357	291	119	97	238	194	119	97
36~40歳 (S.58.6.2~S.63.6.1)	3,480	3,300	2,610	2,475	1,740	1,650	1,392	1,320	870	825	522	495	174	165	348	330	174	165
41~45歳 (S.53.6.2~S.58.6.1)	3,900	3,520	2,925	2,640	1,950	1,760	1,560	1,408	975	880	585	528	195	176	390	352	195	176
46~50歳 (S.48.6.2~S.53.6.1)	5,020	4,640	3,765	3,480	2,510	2,320	2,008	1,856	1,255	1,160	753	696	251	232	502	464	251	232
51~55歳 (S.43.6.2~S.48.6.1)	5,860	5,140	4,395	3,855	2,930	2,570	2,344	2,056	1,465	1,285	879	771	293	257	586	514	293	257
56~60歳 (S.38.6.2~S.43.6.1)	6,780	5,700	5,085	4,275	3,390	2,850	2,712	2,280	1,695	1,425	1,017	855	339	285	678	570	339	285
61~65歳 (S.33.6.2~S.38.6.1)	—	—	—	—	4,160	3,150	3,328	2,520	2,080	1,575	1,248	945	416	315	832	630	416	315
66~70歳 (S.28.6.2~S.33.6.1)	—	—	—	—	5,200	3,550	4,160	2,840	2,600	1,775	1,560	1,065	520	355	1,040	710	520	355
71歳 (S.27.6.2~S.28.6.1)	—	—	—	—	6,190	4,050	4,952	3,240	3,095	2,025	1,857	1,215	619	405	1,238	810	619	405
72歳 (S.26.6.2~S.27.6.1)	—	—	—	—	6,630	4,290	5,304	3,432	3,315	2,145	1,989	1,287	663	429	1,326	858	663	429
73歳 (S.25.6.2~S.26.6.1)	—	—	—	—	7,150	4,560	5,720	3,648	3,575	2,280	2,145	1,368	715	456	1,430	912	715	456
74歳 (S.24.6.2~S.25.6.1)	—	—	—	—	7,740	4,860	6,192	3,888	3,870	2,430	2,322	1,458	774	486	1,548	972	774	486
75歳 (S.23.6.2~S.24.6.1)	—	—	—	—	8,450	5,190	6,760	4,152	4,225	2,595	2,535	1,557	845	519	1,690	1,038	845	519

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=令和5年12月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。

※退職後の保険料は口座より引き落としとなります。詳細は別途退職時にご案内致します。

お支払いに関する重要事項が記載されています。必ずご確認ください。

P25~29

# 契約概要・注意喚起情報【生命保険】

遺族共済年金補完事業（子ども特約付半年払保険料併用特約付年金払特約付新・団体定期保険）

遺族補完プラス（年金払特約付新・団体定期保険）

医療保障プラン（短期入院特約付手術給付特約付家族特約付医療保障保険（団体型））

ライフサポート（健康サポート・キャッシュバック特約（集団定期用）付、7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型））

短期療養プラン（特定精神障害給付特約付団体総合就業不能保障保険）

## 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み（新規加入・増額）ください。

契約概要および注意喚起情報に記載されている遺族共済年金補完事業は、新・団体定期保険を指します。

## 契約概要【ご契約内容】

### 1. 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

### 2. 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い（支払事由）

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
遺族共済年金補完事業	P3	P25	P7	P29
遺族補完プラス	P3		P12	P29
医療保障プラン	P3		P13	P30
ライフサポート	P4		P17	P17, 37
短期療養プラン	P4		P22	P41

### 3. 配当金

遺族共済年金補完事業、遺族補完プラス、医療保障プラン、短期療養プランは1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

ライフサポートは、配当金はありません。

### 4. 脱退による返戻金

遺族共済年金補完事業、遺族補完プラス、医療保障プラン、ライフサポート、短期療養プランは、脱退（解約）による返戻金はありません。

### 5. 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

## 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(\*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

### 1. お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日\*）前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

### 2. 告知に関する重要事項

■ 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

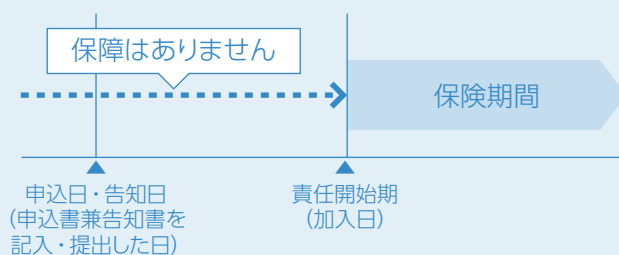
■ 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■ 正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

### 3. 責任開始期（加入日\*）

■ ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期（加入日\*）といいます。次の図のとおり、責任開始期（加入日\*）は申込日・告知日（申込書兼告知書を記入・提出した日）とは異なります。

#### 新規加入の例

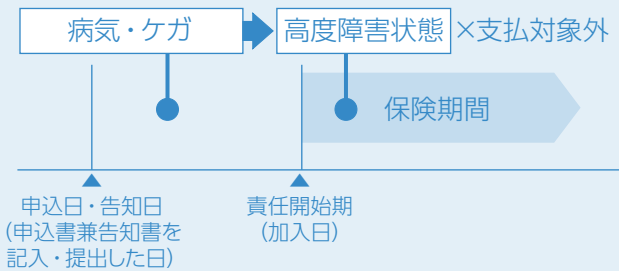


■ ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

#### 4. 保険金等をお支払いできない主な場合

- 責任開始期（加入日\*）前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

##### 高度障害保険金の例



- 責任開始期（加入日\*）から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。
- ライフサポートについて、責任開始期（加入日\*）前に「悪性新生物（がん）」と診断確定されていた場合や責任開始期（加入日\*）からその日を含めて90日以内に「乳房の悪性新生物（がん）」と診断確定された場合、特定疾病保険金等をお支払いできません。
- 上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。  
遺族共済年金補完事業（P29）、遺族補完プラス（P29）、医療保障プラン（P31）、ライフサポート（P18、38）、短期療養プラン（P41）

#### 5. 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。  
(ホームページ<https://www.seihohogo.jp/>)

#### 6. ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口  
0120-661-320  
受付時間 平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9:00~17:00

- この制度に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。  
(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

#### 7. 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

- 保険金・給付金などのご請求は、団体（ご契約者）経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。
- 保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- ライフサポート、短期療養プランについては、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人が請求できない特別な事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求者が請求することができますので、指定代理請求者に対しては、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。